

文京総合体育館建設基本構想協議会公募委員募集要領

平成20年4月8日 20文区ア第20号部長決定

(目的)

第1条 この要領は、文京総合体育館の老朽化に伴う建て替えに当たり、区民参画による検討を行うため、文京総合体育館建設基本構想協議会設置要綱（20文区ア第8号）第3条第6号の公募委員（以下「公募委員」という。）の募集について定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成20年4月1日現在において満18歳以上である者
- (2) 区の区域内に住所を有する者

2 前項の規定に関わらず、次の者は、公募委員に応募することができない。

- (1) 区職員
- (2) 区議会議員
- (3) 応募時において、2以上の区の附属機関又は区長に対する諮問のための会議等の委員である者

(募集方法)

第3条 公募委員の募集は、区報「ぶんきょう」等に掲載することにより行う。

(応募方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、文京総合体育館建設基本構想協議会公募委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）により、区長に申し込むものとする。

(選考)

第5条 区長は、応募者のうちから、面接により選考を行い、公募委員を決定する。

2 前項の選考の結果は、応募者本人に通知する。

(庶務)

第6条 公募委員の募集に関する庶務は、区民部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、別に区民部長が定める。

付 則

この要領は、平成20年4月8日から施行する。

